

教員免許状を保有の方・教育に関心のある方



教育職員免許法の一部改正により、 教員免許状の取扱いが変わります。

教育職員免許法の一部改正により、令和4年7月1日時点で有効な免許状（休眠状態含む。）については、更新手続をすることなく、有効期限のない免許状となります。

【該当例】

- 令和5（平成35）年3月31日が修了確認期限又は有効期間満了日の方
- 平成21年3月31日以前に授与された免許状を有する方で、修了確認期限時点で教職に就いておらず未更新の方（休眠）
- 過去に延期・延長手続を行い、令和4年7月1日以降に期限を迎える方など

※ 詳細については、県教育委員会のホームページをご確認ください。

臨時的任用教員等申込み 随時受付中！

応募資格

教育職員免許状を有する方，教育に熱意のある方 等



応募の手続

県教育委員会のホームページから書式をダウンロードし、郵送または持参

詳しくはこちら ↑

勤務を希望する校種の免許状を所有していない方であっても、臨時免許状の発行により、他校種への勤務も可能となりますので、御相談ください。
（例：高校免許保有者 → 小・中学校へ勤務等）

〈問合せ先〉

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1

鹿児島県教育庁 教職員課

小中学校人事管理係 099-286-5267

県立学校人事管理係 099-286-5270

教育職員免許法の一部改正について、
御確認ください。

